

ご利用前に必ず
お読みください

高齢者車いす福祉タクシー券 利用時の留意事項



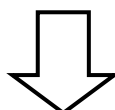
- 1 利用証の交付を受けた本人以外は、利用できません。
また、車への移乗や車内での座位保持が困難であるため、車いすやストレッチャーのままタクシーに乗車する必要がある方が対象となります。
- 2 利用できるのは、リフト付きの大型タクシーです。なお、この事業は、介護保険制度における介護タクシーではありません。
- 3 利用の際には、必ず介助者（利用者の移動等を介助できる方）の同乗をお願いします。
 - * 運転手は、運転及び大型タクシーのリフト昇降操作等を行うため、基本的に介助できません。
 - * 介助者がいない場合は、下記6のとおり別途ヘルパーを依頼してください。
- 4 自宅から病院（通院・入退院）及び保険薬局の区間のみ利用できます。転院、入院中の外泊、施設送迎などには利用できません。
 - * 同日の通院に限り、病院から病院の区間（保険薬局含む）でも利用できます。
 - * 老人保健施設内の病院に通院する際は、予約時に病院名と「通院であること」を伝えてください。
- 5 利用証は、乗車時に運転手にお渡しください。
予め利用証に綴られている利用確認票に署名をしておく、降車の際スムーズです。
 - * 運転手は降車の際に、利用証に利用記録を記入し、必要な利用確認票を切り取ります。
 - * 利用確認票は、切り離してしまうと無効になります。

利用時間30分につき、利用確認票1枚が必要です。（30分未満の場合も、1枚必要です。）

- * 利用時間とは、運行業者が事業所を出庫した時間から、利用者が降車するまで（下記6のストレッチャー等を使用した場合は、他のストレッチャー等への移乗が終了するまで）の時間になります。
- * タクシー券は年24枚を限度とした利用助成となります。（申込月により、発行できる枚数が異なります。）
- * 月の利用枚数に上限はありません。

- 6 ストレッチャー（簡易寝台）または車いすを無料で借りることができます（タクシー乗車中に限ります）。必要な方はご予約時に運行業者へお申し込みください。
ストレッチャー（簡易寝台）の乗降には、運転手以外の方の介助が必要になります。
同乗者の方が手伝えない場合は、独自にヘルパーを頼むか、運行業者にご相談ください（別途ヘルパー料金が掛かります）。

裏面に続きます



- 7 利用証記載の住所地以外からは利用できません。転居された場合は、手続きが必要になりますので、必ず介護サービス係までご連絡ください。
- 8 予約の当日キャンセルについて
当日キャンセルされた場合、キャンセル料として利用確認票1枚を運行业者へお渡しください。詳細については、運行业者へお問合せください。
- 9 利用証の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。翌年度の更新につきましては、令和8年3月末頃に受付する予定です。
- 10 利用証の交付は、年度内に一人1回までです。再交付はできませんので、紛失などにご注意ください。
また、利用証が不要になった場合や、利用資格を失った場合（転出、死亡、要介護2以下になったとき、特別養護老人ホームに入所したとき等）には、必ず市に返還くださいますようお願いいたします。
- 11 利用の際には、予約が必要です。利用日が決まったら、直接運行业者に連絡のうえ、高齢者車いす福祉タクシー券を利用する事と、表紙の利用者番号を伝えてください。また、往復で利用される場合も、予約時に運行业者へ伝えてください。

タクシー券は次の6社のみ利用できます。

《運行业者》

大和自動車交通府中㈱	042-362-6522	幸町2-13-7
つくば観光交通㈱	042-360-8989	多磨町2-4-2
銀 星 交 通(有)	042-501-2244	国立市東2-18-6
しらゆり介護タクシー	090-3813-8499	小金井市貫井南町2-6-10
リーベル介護タクシー	070-8448-5604	国分寺市西元町2-17-14
調布民間救急すまいるハイクア	070-5578-5921	調布市深大寺元町5-39-10

* 料金の支払いについて

タクシー券で支払うことができるのは「運賃」のみです。高速道路料金や時間外料金等、運賃以外の料金については自己負担となります。料金等の詳細は各運行业者に直接お問い合わせください。

- 12 不正に利用された場合は、利用証をお返しいただくことになります。また、タクシー利用に係る費用の全部もしくは、一部を返還していただくことになります。

【お問合せ】

福祉保健部介護保険課介護サービス係
電話 042-335-4470